

## 新潟市医療的ケア児保育支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市内の児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）

第2条第6項に規定する認定こども園、法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業及び法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業（以下「保育所等」という。）において、日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である子ども（以下「医療的ケア児」という。）が、保育所等を利用するにあたって、健康で安全な生活を送ることができるよう必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において医療的ケアとは、主治医の指示に基づき保育所等において実施される、疾病等の治療を目的としない子どもの日常生活を営むうえで必要な医療行為であって、次の各号に定めるところによる。

- (1) 経管栄養
- (2) 導尿
- (3) たん吸引
- (4) 酸素療法
- (5) 吸入
- (6) インシュリン注射（血糖値測定を含む）
- (7) その他市長が認めたもの

### (対象児童)

第3条 保育所等における医療的ケアの実施対象となる医療的ケア児は、市内に住所を有する、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号から第3

号に該当する対象児童で、保護者から主治医の意見書（別記様式第1号）を添えて保育利用申込みのあった医療的ケア児のうち、市長が保育所等における医療的ケアの実施を決定した者（以下「対象児童」という。）とする。

2 対象児童の保育所等生活の中で必要な医療的ケアの内容を変更または追加する場合は、前項に準じて、原則、主治医の意見書（別記様式第1号）を提出し、市長は保育所等における医療的ケアの実施を決定する。

3 市長が保育所等における医療的ケアの実施を決定するまでの期間に、保育所等を利用している又は利用決定している医療的ケア児は、対象児童とみなすことができるものとする。

（保護者の同意）

第4条 保育所等における医療的ケアの実施については、あらかじめ対象児童の保護者から同意を得るものとする。

（医療的ケアを実施する職員）

第5条 保育所等において医療的ケアを実施する者は、保育所等に配置された認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉法（昭和62年法律第30号）附則第10条第1項の認定特定行為業務従事者をいう。）である保育士等や看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「医療的ケア担当職員」という。）とする。

（医療的ケアに関する指示）

第6条 施設長は、対象児童の主治医に保育所等における医療的ケアに関する指示書（別記様式第2号）の作成を依頼し、提出された指示書に基づき医療的ケアを実施するものとする。

（医療的ケアの実施体制の整備）

第7条 施設長は、保育所等において医療的ケアを実施することを全職員に周知し、次の各号に定める事項を整備するよう努める。

（1） 登園時の対応

（2） 医療的ケアを行う場所及び体制

- (3) 降園時の対応
  - (4) 緊急時の対応
  - (5) 他の児童への理解及び啓発
  - (6) その他必要と認める事項
- (医療的ケアの実施に係る研修等の実施)

第8条 施設長は、保育所等における医療的ケアを円滑に実施するため、対象児童の主治医に事前に研修等を依頼するものとする。

- 2 医療的ケア担当職員は、主治医による指示及び指導を受け、保護者立ち会いの下、実地で手技の指導を受けるものとする。
- 3 施設長及び医療的ケア担当職員は、研修等を通してマニュアルを作成する。
- 4 前3項の規定は、必要に応じて柔軟に取り扱うものとする。

(医療的ケアの実施内容の変更等)

第9条 施設長は、主治医の指示により対象児童の保育所等の生活の中で必要な医療的ケアの内容を変更又は追加する必要がある場合は、第6条に定める指示書の作成を依頼するものとする。

(保護者の役割)

第10条 対象児童の保護者は、保育所等における医療的ケアの実施に関し、保育所等と連携し、次の各号に定める役割を担うものとする。

- (1) 主治医による定期的な診察等により対象児童の健康状態の把握に努めること
- (2) 対象児童の健康状態に変化があった場合、対象児童の必要とする医療的ケアの内容に変更があった場合又は対象児童の医療的ケアに関わる主治医等に変更があった場合は、速やかに施設長に報告すること。
- (3) 保育所等における医療的ケアに必要な医療器具等を用意すること。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に市長が別に定める内容を主治医から確認することができる場合は、第3条に規定する主治医の意見書及び第6条に規定する指示書の提出があったものとみなす。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

## 医療的ケアに関する主治医の意見書

【児童氏名】	年   月   日生
【診断名（基礎疾患名）】	
【経過および現在の状況】	
次回受診日： 年              月              日ごろ	
【アレルギー】 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 アレルゲン（ ） 症状（ ） 注意事項（ ）	
【治療方針・投薬内容】 <input type="checkbox"/> 定期受診： 月・週ごと <input type="checkbox"/> 手術予定（あり・なし） 年 月ごろ <input type="checkbox"/> 服薬（あり・なし） 内容：	
※心疾患の児童のみ <input type="checkbox"/> アプレーション治療 <input type="checkbox"/> カテーテル治療 <input type="checkbox"/> 埋め込み式除細動器 (実施した処置)	
【必要な医療的ケア】 <input type="checkbox"/> 経管栄養（鼻腔、胃ろう ） <input type="checkbox"/> 吸引（口腔、鼻腔、気管カニューレ内） <input type="checkbox"/> 酸素療法（酸素カヌラ、酸素マスク） <input type="checkbox"/> 導尿 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
【集団保育の中での生活】 <input type="checkbox"/> 適当 <input type="checkbox"/> 好ましくない	
【保育の制限】 <input type="checkbox"/> 制限なし： 同年齢児童と同じ強度・速度の生活および運動が可能 <input type="checkbox"/> 制限なし： 本児童のベースで、発達に応じた生活および運動が可能 <input type="checkbox"/> 制限あり	
【保育上の支援】※発達や生活上の問題など 保育上、特別な支援を <input type="checkbox"/> 必要としない <input type="checkbox"/> 部分的に必要とする <input type="checkbox"/> 常に必要とする	
【保育上必要とする特別な配慮の内容】	
【緊急時の対応】	

記入日： 年   月   日

医療機関名

所在地

電話番号

医師氏名（自署）

## 医療的ケアに関する指示書

児童氏名 生年月日	(ふりがな) (　　年　　月　　日生 性別　　歳)	
診断名		
医療的ケア の 内容	【経管栄養】 <input type="checkbox"/> 経鼻 (　　) Fr <input type="checkbox"/> 胃ろう (　　) Fr	・挿入の長さ (　　) cm ・1回の注入量 (　　) ml ・注入時間 ・注入に要する時間(注入速度)
	□導尿	・導尿時間
	【吸引】 <input type="checkbox"/> 口鼻腔吸引 (　　) Fr <input type="checkbox"/> 気管カニューレ内吸引 (　　) Fr	・吸引圧 (　　) ・吸引時のカテーテル挿入の長さ (　　) cm ・吸引間隔
	【酸素療法】 <input type="checkbox"/> 経鼻 <input type="checkbox"/> マスク 酸素流量 (　　) L/分	□体調不良時の酸素流量の予測指示あり (　　) L/分まで投与可 □必要なし
	その他	
保育活動への配慮事項	(保育活動:遊び、運動、園外保育、プール、昼寝など、具体的に)	
給食への配慮事項	無・有(食材、形状、食べさせ方など、具体的に) <input type="checkbox"/> 普通食 <input type="checkbox"/> きざみ <input type="checkbox"/> 離乳食 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> アレルギー食	
緊急時の対応	(具体的に)	
配慮事項 及び観察 ポイント	(具体的に)	

記入日 年 月 日

医療機関名

所在地

電話番号

医師名(自署)